

# 農業用植物の優良な品種を確保するための 公的新品種育成の促進等及び在来品種の保全に関する法律案 概要

## 【目的】

地域における農業の基盤である農業用植物の優良な品種を確保する上で  
農業用植物の新品種の育成及び在来品種の保全が重要

公的新品種育成の促進  
公的育成品種の有効かつ適正な利用

在来品種の保全

地域における農業の持続的な発展  
国民生活の安定向上

## 【定義】

- 公的新品種育成：公的試験研究機関（※1）における農業用植物の新品種の育成（※2）
- 公的育成品種：公的試験研究機関（※1）において育成された農業用植物の品種
- 在来品種：地域において長期にわたり栽培されてきた農業用植物の品種

※1 独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関

※2 遺伝子組換え技術又はゲノム編集技術を用いるものを除く

## 【基本方針】

農林水産大臣は、公的新品種育成の促進等（※）及び在来品種の保全に関する基本方針を定めるものとする。

※ 公的新品種育成の促進及び公的育成品種の有効かつ適正な利用

## 【施策】

### 公的新品種育成の促進

国は、農業用植物の新品種の育成が継続的かつ安定的に行われるよう、公的新品種育成の促進に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

### 公的育成品種の有効かつ適正な利用

国及び地方公共団体は、公的育成品種の有効かつ適正な利用を図るため、

- ① 公的育成品種を農業者が低廉な対価で利用することができる環境の整備
- ② 公的育成品種の知的財産権に関する国民の理解と関心を深めるための啓発活動  
その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 在来品種の保全

在来品種は、

- ・地域の自然的条件に適合した優良なものである
- ・地域の特色ある食文化を形成してきた
- ・農業用植物の品種の多様性を確保する上で重要



国及び地方公共団体は、在来品種の保全を図るため、

- ① 在来品種の種苗の収集及び体系的な保存に必要な措置
- ② 在来品種に係る情報の提供その他在来品種の積極的な活用の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 種苗の生産に係る技術を有する人材の育成

公的育成品種の有効な利用・在来品種の保全を図る上でこれらの品種の種苗の生産に係る技術が継承されることが重要



国及び地方公共団体は、当該技術を有する人材を育成するため、当該技術の普及指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 【施行期日】

公布の日